

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 大 沢 芳 朋 様
上山市教育委員会教育長 横 戸 隆 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第 199 条第 1 項）及び行政監査（同条第 2 項）。

3 監査等の対象 北中学校、南中学校、宮川中学校

4 監査期日 令和 5 年 5 月 29 日、6 月 2 日、5 日

5 監査等の着眼点

監査の対象となった令和 4 年度の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和 5 年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

ア 子どもを取巻く環境は、不登校やいじめの問題など複雑・多様化している中で、日々子どもと向き合い真摯に対処され、その労を多とする。今後も、家庭やスクールカウンセラー等と連携を密にし、個に応じた指導、支援の充実を図られたい。

また、生徒数が減少し学習環境の変化も見られるが、地域等との連携により教育活動の充実を図り、各学校の特徴を生かしたより良い学校づくりを進められたい。

イ 施設の改修等については、教育委員会と協議のうえ、生徒・教職員の健康と安全確保を最優先とし、必要な予算措置を講じられたい。

ウ 公金や学校徴収金等の準公金の取扱いについては、計画的発注や早期支払いに配慮し、適正な処理と管理により事故防止に努められたい。